



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

全国大会へ向け、活発な議論

6月24日、地方委員会を開催

郵政産業労働者ユニオン東京地本は、6月24日(木)第16回地方委員会を、豊島区の東部区民事務所において開催しました。

出席した地方委員は、7月2、3日の第10回定期全国大会へ向けた活発な議論をおこなってきました。



あいさつをする田中委員長

開会にあたり、小関地本副委員長を仮議長に、委員兼会役員の任命として資格審査委員・議事運営委員会(二括)、議長を選出しました。

議長には八王子支部の山口委員、委員会報告を西部支部の奥山委員がおこない、今委員会が成立していることの報告がありました。

続いて、地本田中委員長があいさつをおこない、議事に入りました。第10回定期全国大会議案書についての地本見解を松原書記長がおこない、休憩をはさみながら質問・疑問点・意見などを出しあいながら進行していきま

発言内容は、土曜休配での再配置、コスト削減、ユニバーサルサービスの維持、かんばん生命裁判の状況、人減らしの増員要求、退職者の後補など多くの地方委員から発言がありました。



執行部側からも細かく回答をおこなってきました。委員会終了に際し、山口議長に労いの拍手を送り、当面の行動日程の提起、小関副委員長よりまとめと閉会のあいさつが行われました。

第10回定期全国大会代議員 (東京選出)

小関 雅彦	小石川支部	地本副委員長 (正社員)
十代 友里子	東京特定局支部	支部長 (正)
井上 順平	練馬支部	地本執行委員 (期間雇用社員)
松原 義孝	大田支部	地本書記長 (正)
日馬 辰巳	銀座支部	支部書記長 (正)
東條 浩昭	新東京支部	支部長 (正)
五十嵐 一浩	東京多摩支部	支部長 (正)

最近、知人の誘いもあって劇団民芸主催の演劇を観劇している。劇というものをとんと観たことが無い事もあって、中々新鮮味をもつて観られる▼コロナ禍であっても公演には多くの人が来場。もちろん会場側も来場者の検温と除菌アルコールを用意▼緊急事態宣言下で公演等の文化活動が制限されるなか、劇団の方達は感染リスクを意識をしながら、いつも以上に緊張感があつたと思われる。そう考えると一度一度の公演にもめり込むように集中して観られる▼民芸の年間会員になると年内の公演を格安で観られ、事前に日付を指定すればチケットが送付される。当日はパレットも無料。私も年間会員に。今後も観劇を楽しみむ為でもあり、コロナ禍の中で頑張る劇団の方達への応援金という意味もある▼年内はあと2・3回公演が予定されており、もう少し楽しむ事が出来そう。来降も可能であるなら見続けようと思う。(I)



最賃の引上げを

労働局前、宣伝行動でのアピール

今回、勤務の関係でここには来られない郵政の勤務員のお話をさせていただき
 彼は、都内の郵便局で非正規社員として深夜労働をしています。彼の給料は時給1170円で、深夜割増賃金を含めると1500円相当になります。しかしながら、友人は貯金をするために、食事回数を減らし、一日500円以下の食費に抑えています。一食ではあ
 りません、一日あたり500円です。
 もともと旅行に出かけたり、外食することが少ないため、幸いにもコロナ禍の現在においても生活水準が落ちることなく過ごせていますが、そのことを抜きにしても、根本的に食事を減らしたり、500円以下の食費にしなれば貯金すらままならない状態が大きな問題ではないでしょうか。深夜労働



労働局前での宣伝行動・6月7日

は自律神経などに影響を与えるリスクにもさらされています。そのリスクを取ってなお苦しい生活を強いられる。ここから考えれば、日中に勤務する非正規社員はとても現在の最低賃金では貯金などできませんし、一人暮らしもままなりません。
 昨年、最低賃金はコロナ禍を理由に全国的に現行水準を維持するという形を取りました。郵政も例外ではありません。日本郵政の非正規労働者の時給は最低賃金に連動する形

で増減します。このまま今年の最低賃金も据え置かれてしまえば、今話した友人も含め、郵政労働者の生活改善は見込めません。
 健康的な生活、安心して貯金ができる余裕を持つた生活が実現できるように、東京地方最低賃金審議会は、今年の最低賃金を引き上げることを強く願います。

■10月から土曜休配

土曜休配は今年の10月から行われ、送達日数繰り上げは来年1月以降実施されます。つまり、二段階の変更がなされることとなります。特に要配達物数の変化がある曜日が、月曜日と火曜日です。会社の資料によれば、2021年10月土曜休配以降月曜日が163.8%、火曜日が116.7%（ともに現在と比較して）となる計算をしています。送達日数の繰り下げ後は、月曜日155.0%、火曜日137.8%（現在と比較して）としています。曜日別配達基準物数（業務量想定）のポイントとして、月曜日対策、月曜日の負担を軽減するため、休配日（土曜日・日曜日等）における書留・記録系の配達滞留解消が重要となります。

特集 第1回 どう変わる 土曜休配・翌配見直し

第1回



■配達物数の平準化？2パスの変更

2021年10月2日（土）から「土曜日配達の休止」が始まります。ここで大きく変わるのが月曜日に配達する郵便物は、金曜日と土曜日の引受分となることです。配達物数の平準化のため、日曜日の引受分は、月曜日の引受分と併せて火曜日に配達となります。水曜日から金曜日に配達している分に関して変わりはありません。月曜日に配達する郵便物の2パスは日曜日の昼間帯で行い、火曜日に配達する郵便物の2パスは月曜日の深夜から火曜日の早朝にかけて行います。

■完全配達可能な配達物数 カラー管理？

つまり、月曜日と土曜日の2パス処理が実施不要となり、新たに日曜日の昼間帯に2パスを実施することとなります。ここで、月曜日の配達物数が大幅に増加するため、「完全配達可能な配達物数」（要員配置計画の配置人数で超勤も含めて配達可能な物数）を予め定めておきます。

そして、それを超える分のカラー管理郵便物を火曜日以降へスライドして業務運行を確保するとしています。火曜日からは郵便物の平準化を行い、超勤を抑制していくとしています。今まで一週間で6日間の配達が行われていたのが5日間になることから、1日当たりの配達物数が増加します。1日当たりの上限物数を超えないように物数をコントロールしていかなければいけません。（1日当たりの上限物数＝配達上限物数とは、特増により増配置超勤の追加を行い、完配できる最大物数）

当面の行動日程

7月2・3日	第10回 全国大会
4日	東京都議会選挙
8日	労契法20条集団訴訟 東京地裁 第11回地本執行委員会
17・18日	全国書記長会議
19日	総がかり国会前行動
29日	第12回地本執行委員会
8月5日	労契法20条追加訴訟
19日	第13回地本執行委員会
26日	第10回地本大会